

第5節

風水害対策

風水害の現況と最近の動向

1. 平成30年中の主な風水害

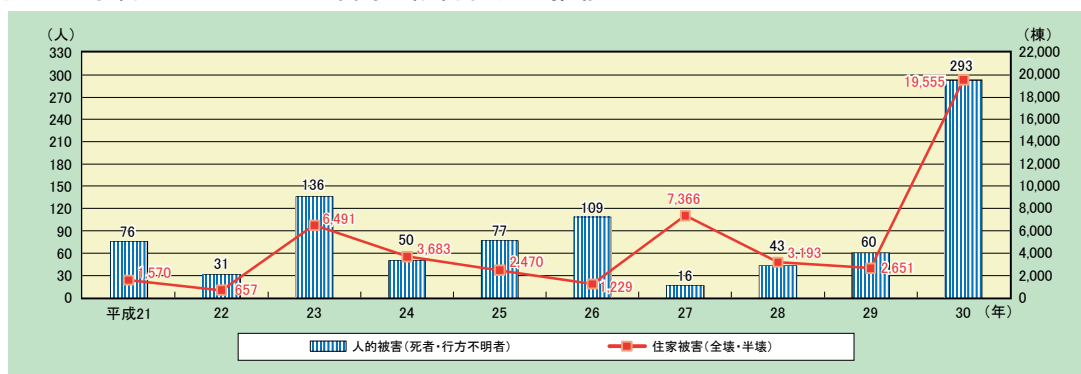
平成30年中の風水害による人的被害は、死者285人（前年58人）、行方不明者8人（同2人）、重傷者236人（同83人）及び軽傷者1,637人（同522人）、住家被害は、全壊6,922棟（同360棟）、半壊

1万2,633棟（同2,291棟）及び一部破損11万3,068棟（同4,662棟）となっている（第1-5-1図）。

また、平成30年中に発生した台風の数、平年より多い29個（平年値25.6個）であり、このうち日本列島に上陸した台風の数、平年より多い5個（同2.7個）であった。

なお、平成30年中の主な風水害による被害状況等については、第1-5-1表のとおりである。

第1-5-1図 風水害による過去10年間の被害状況の推移



第1-5-1表 平成30年中の主な風水害による被害状況

(平成31年4月1日現在)

番号	災害名	主な被災地	人的被害(人)			住家被害(棟)					災害対策本部設置都道府県数
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
(1)	平成30年7月豪雨(台風第12号を含む)	中部・近畿・中国・四国・九州	263	8	484	6,783	11,346	4,362	6,982	21,637	11
(2)	台風第13号	関東			7	1	3	4			
(3)	台風第20号	近畿			35	3	24	612	100	222	10
(4)	台風第21号	中部・近畿	14		980	68	833	97,009	244	463	10
(5)	台風第24号	近畿・中国・九州	4		231	62	404	9,941	326	1,837	14
(6)	台風第25号	九州・沖縄	1		32			170		2	2

(備考) 「消防庁とりまとめ報」により作成

(1) 平成30年7月豪雨による被害等の状況

6月28日以降、北日本に停滞していた前線は、7月4日にかけて北海道付近に北上した後、5日には西日本まで南下してその後停滞した。

また、6月29日に発生した台風第7号は、東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わっ

た。

この前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で長期間にわたる記録的な大雨となった。

この大雨により、6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1,800ミリ、東海地方で

1,200ミリを超えるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる降水量が観測された地域があったほか、九州北部、四国、中国、近畿、東海及び北海道地方における多くの観測地点で、24時間、48時間及び72時間降水量の値が観測史上第1位となった。

この大雨に関し、気象庁は、同月6日に福岡県、佐賀県、長崎県、岡山県、広島県、鳥取県、兵庫県及び京都府の1府7県に、7日には岐阜県に、さらに8日には高知県及び愛媛県に対し、大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。

気象庁は、6月28日から7月8日までの記録的な大雨について、その名称を「平成30年7月豪雨」と定めた。

消防庁では、台風第7号による大雨に備え、同月2日に各都道府県及び指定都市に対して「平成30年台風第7号警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけるとともに、3日11時30分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、情報収集体制を強化した。

また、同月5日、各都道府県及び指定都市に対して「低気圧と梅雨前線による大雨警戒情報」を発出し、温帯低気圧と梅雨前線による大雨への更なる警戒を呼びかけた。

さらに、その後の被害状況を踏まえ、同月6日9時00分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部へ改組（第2次応急体制）するとともに、20時30分には消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部へ改組（第3次応急体制）し、災害応急体制を強化した。

この長時間にわたる記録的な大雨により、各地で河川の氾濫による浸水や土砂崩れ等が発生し、特に岡山県、広島県及び愛媛県においては、多数の死者が発生するなど甚大な被害となった。

また、長引く大雨により、西日本の多くの市町村において、避難指示（緊急）及び避難勧告等が発令され、ピーク時における避難者数が4万人超に達したほか、道路損壊等による集落の孤立や電気・ガス・水道等のライフラインの寸断など、住民生活に大きな支障が生じた。

このほか、岡山県総社市内のアルミ工場において、河川の氾濫により、工場の溶解アルミ炉内に大量の水が流入したことによる水蒸気爆発が発生し、周辺住民が負傷したほか、工場から半径2.5kmの範囲の

民家等にまで被害が及んだ。

なお、この大雨により、死者263人（岐阜県1人、滋賀県1人、京都府5人、兵庫県2人、奈良県1人、岡山県73人、広島県133人、山口県3人、愛媛県32人、高知県3人、福岡県4人、佐賀県2人、宮崎県1人、鹿児島県2人）、行方不明者8人（岡山県3人、広島県5人）、重傷者141人、軽傷者343人の人的被害のほか、5万1,110棟の住家被害が発生した。

（2）台風第13号による被害等の状況

台風第13号は、8月9日に関東地方の沿岸を北上し、次第に勢力を弱めながら北東へ進み、10日15時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

この台風の影響により、埼玉県秩父市で157.0ミリの24時間降水量を記録するなど、関東地方では24時間降水量が100ミリを超えるところがあった。

消防庁では、同月6日、各都道府県及び指定都市に対して「平成30年台風第13号警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけるとともに、8日11時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、情報収集体制を強化した。

なお、この台風により、重傷者2人及び軽傷者5人の人的被害のほか、8棟の住家被害が発生した。

（3）台風第20号による被害等の状況

台風第20号は、8月23日21時頃に強い勢力で徳島県南部に上陸した後、2時半頃、勢力を維持したまま兵庫県姫路市付近に再上陸した。その後、近畿地方を縦断して、24日21時に日本海北部で温帯低気圧に変わった。

この台風及び温帯低気圧の影響により、近畿地方では24時間降水量が400ミリを超えるところがあり、奈良県上北山村で503.5ミリを観測した。また、和歌山県和歌山市で41.9メートル、高知県室戸市で39.6メートルの最大風速を記録するなど、四国地方や近畿地方で猛烈な風を観測し、観測史上1位となったところがあった。

消防庁では、同月20日、各都道府県及び指定都市に対して「平成30年台風第20号警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

また、同月23日6時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、情報収集体制を強化するとともに、同日、各都道府

県及び指定都市に対して「警戒情報」に基づく適切な対応を改めて要請した。

なお、この台風により、重傷者3人及び軽傷者32人の人的被害のほか、961棟の住家被害が発生した。

(4) 台風第21号による被害等の状況

台風第21号は、9月4日12時前に非常に強い勢力で徳島県南部に上陸した後、14時前、勢力を維持したまま神戸市に再上陸し、速度を上げながら近畿地方を縦断して日本海に抜けた後、5日9時に温帯低気圧に変わった。

この台風及び温帯低気圧の影響により、四国、近畿、東海地方で非常に激しい雨が降り、同月3日から5日までの総降水量が300ミリを超えたところや9月の月降水量平年値を超えたところがあった。

また、高知県室戸市で48.2メートル、大阪府田尻町関空島（関西国際空港）で46.5メートルの最大風速を記録するなど、四国地方や近畿地方では猛烈な風を観測し、観測史上第1位となったところがあった。

さらに、四国地方や近畿地方では顕著な高潮が発生し、大阪市では329センチメートル、神戸市では233センチメートルなど、過去の最高潮位を超える値を観測した。

この強風と高潮・高波により、関西国際空港では広い範囲で滑走路が冠水し、空港が閉鎖されたほか、強風に流されたタンカーが大阪府泉佐野市と空港を結ぶ関西国際空港連絡橋に衝突して連絡橋が使用不能となり、空港ターミナルビル内に2,000人を超える利用者が一時孤立状態となった。

このほか、強風による電柱の倒壊や高圧線の断線などにより、近畿地方を中心とする広い範囲で多数の停電が発生した。

消防庁では、同月3日、各都道府県及び指定都市に対して「平成30年台風第21号警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけるとともに、同日19時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、情報収集体制を強化した。

なお、この台風により、死者14人（愛知県2人、三重県1人、滋賀県2人、大阪府8人、和歌山県1人）、重傷者46人及び軽傷者934人の人的被害のほか、9万8,617棟の住家被害が発生した。

(5) 台風第24号による被害等の状況

台風第24号は、9月28日から30日明け方にかけて沖縄地方に接近した後、急速に加速しながら、30日20時頃、大型で強い勢力を維持したまま和歌山県田辺市付近に上陸し、東日本から北日本を縦断した後、10月1日9時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

この台風の影響により、広い範囲で暴風、大雨、高波や高潮が発生し、鹿児島県奄美市で40.0メートル、沖縄県座間味村で38.4メートルの最大風速を記録するなど、沖縄地方から北海道地方の広い範囲で風速20メートル以上の非常に強い風を観測したほか、近畿地方では顕著な高潮が発生し、和歌山県御坊市では296センチメートルの最高潮位を観測した。

消防庁では、9月28日13時30分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、情報収集体制を強化するとともに、同日、各都道府県及び指定都市に対して「平成30年台風第24号警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

また、10月2日、各都道府県及び指定都市に対して「風水害、地震等の災害に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について」を発出し、更なる警戒を呼びかけた。

なお、この台風により、死者4人（滋賀県1人、京都府1人、鳥取県1人、宮崎県1人）、重傷者26人及び軽傷者205人の人的被害のほか、1万2,570棟の住家被害が発生した。

(6) 台風第25号による被害等の状況

台風第25号は、10月4日に沖縄本島と宮古島の間の海上を北西に進み、5日から6日にかけて九州北部地方及び中国地方に接近した後、21時には日本海で温帯低気圧に変わった。

この台風及び温帯低気圧の影響により、四国地方や九州地方で激しい雨が降り、降り始めからの降水量が高知県仁淀川町で420.5ミリ、宮崎県宮崎市で394.0ミリを観測した。

また、山形県酒田市で31.4メートル、沖縄県座間味村で30.5メートルの最大風速を観測するなど、沖縄地方から北海道地方にかけての広い範囲で非常に強い風を観測した。

消防庁では、同月5日11時30分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体

制)し、情報収集体制を強化するとともに、同日、各都道府県及び指定都市に対して「平成30年台風第25号警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

なお、この台風により、死者1人(宮崎県)、重傷者8人及び軽傷者24人の人的被害のほか、172棟の住家被害が発生した。

2. 平成31年1月から令和元年10月までの主な風水害

平成31年1月から令和元年10月までの主な風水害による被害状況等については、第1-5-2表のとおりである。

なお、「令和元年8月の前線に伴う大雨」、「台風第15号」及び「台風第19号等」による被害等の状況については、特集1に記載している。

第1-5-2表 平成31年1月から令和元年10月までの主な風水害による被害状況

(令和元年12月5日現在)

番号	災害名	主な被災地	人的被害(人)			住家被害(棟)					災害対策本部 設置都道府県数
			死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
(1)	5月18日から大雨	関東・中部・九州			5			3	7	44	3
(2)	台風第3号	四国・沖縄						3		2	
(3)	6月29日から大雨	北陸・九州	2		5	11	9	31	92	399	2
(4)	梅雨前線による大雨及び台風第5号	中部・四国・九州・沖縄		1	6		2	8	216	520	5
(5)	台風第6号	東北・関西						1		1	1
(6)	台風第8号	九州	1		5	1		10	7	8	
(7)	台風第9号	沖縄			6						1
(8)	台風第10号	関東・中部・関西・中国・四国・九州	2		57			34	2	6	7
(9)	令和元年8月の前線に伴う大雨	北海道・東北・中国・九州	4		2	95	877	53	904	4,739	4
(10)	台風第13号	沖縄			7		1	1			1
(11)	台風第15号	東北・関東・中部	1		150	342	3,927	70,397	127	118	1
(12)	台風第17号	北海道・東北・中部・中国・四国・九州・沖縄	2		69		9	719	97	147	3
(13)	台風第18号	北陸・四国・九州			10			7	15	79	4
(14)	台風第19号等	北海道・東北・関東・北陸・中部・近畿・中国・四国・九州	98	3	484	3,077	24,809	25,543	13,016	24,613	18

(備考) 「消防庁とりまとめ報」により作成

(1) 5月18日から大雨による被害等の状況

5月18日から20日にかけて九州南部に湿った空気が継続して流れ込み、また、20日から21日にかけて寒冷前線が西日本から北日本と関東地方を通過した。

この湿った空気と寒冷前線の影響により、同月17日から20日までの総降水量が鹿児島県で500ミリ、宮崎県で400ミリを超える地域があったほか、鹿児島県屋久島町では1時間に約120ミリの猛烈な雨が観測された。

消防庁では、同月18日23時30分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、情報収集体制を強化した。

なお、この大雨により、軽傷者5人の人的被害のほか、54棟の住家被害が発生した。

(2) 台風第3号による被害等の状況

6月26日、沖縄・奄美及び九州南部に接近した熱帯低気圧は、27日21時に室戸岬の南で台風第3号に変わった後、太平洋沿岸を東北東に進み、28日15時に日本の東で温帯低気圧となった。

この熱帯低気圧及び台風の影響により、沖縄・奄美から西日本の太平洋側を中心に非常に激しい雨が降った。

消防庁では、同月26日17時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、情報収集体制を強化するとともに、同日、各都道府県及び指定都市に対して「熱帯低気圧の接近による大雨についての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

なお、この熱帯低気圧及び台風による人的被害はなかったものの、5棟の住家被害が発生した。

(3) 6月29日からの大雨による被害等の状況

6月29日から7月4日頃にかけて日本付近に停滞していた梅雨前線に南から暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった。

この梅雨前線の影響により、西日本の太平洋側を中心に局地的に非常に激しい雨となり、6月28日から7月5日まで宮崎県えびの市で1,089.5ミリの総降水量を観測するなど、記録的な大雨となった。

消防庁では、6月28日17時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、情報収集体制を強化した。

また、同日、各都道府県及び指定都市に対して「6月30日から7月1日頃にかけての大雨についての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけるとともに、6月30日、各都道府県及び指定都市に対して「今週半ばにかけての大雨についての警戒情報」を発出し、更なる警戒を呼びかけた。

なお、この大雨により、死者2人(鹿児島県)、重傷者1人及び軽傷者4人の人的被害のほか、542棟の住家被害が発生した。

(4) 梅雨前線による大雨及び台風第5号による被害等の状況

台風第5号は、7月18日に先島諸島に最も接近した後、朝鮮半島に上陸し、21日3時に熱帯低気圧となった。また、22日から24日にかけて活発な梅雨前線が西日本の日本海側から東北南部に停滞した。

台風周辺の湿った空気と梅雨前線の影響により、西日本を中心に同月18日から21日にかけて非常に激しい雨となり、特に長崎県の五島と対馬では19日夜から20日昼過ぎにかけて発達した雨雲が次々と流れ込み、長崎県五島市で399.0ミリの24時間降水量を観測した。この大雨に関し、気象庁は、20日10時05分、長崎県の五島と対馬市に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。

また、同月21日未明から朝にかけて佐賀県から福岡県にかけて発達した雨雲が停滞し、24時間で7月の平年の降水量を超える記録的な大雨となったところがあったほか、台風第5号から変わった温帯低気圧と上空に流れ込んだ寒気の影響によって、西日本と東日本の広い範囲で大気が不安定となり、22日にかけて東海地方では局地的に猛烈な雨となった。

消防庁では、同月19日11時45分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、情報収集体制を強化するとともに、同日、各都道府県及び指定都市に対して「梅雨前線による大雨と台風第5号についての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

また、同月20日10時05分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部に改組(第2次応急体制)して災害応急体制を強化し、大雨特別警報が発表された長崎県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請した。

なお、この大雨により、行方不明者1人(高知県)及び軽傷者6人の人的被害のほか、746棟の住家被害が発生した。

(5) 台風第6号による被害等の状況

台風第6号は、7月27日7時頃に三重県南部に上陸した後、北北東に進み、15時に岐阜県付近で熱帯低気圧となった。

この台風と台風から変わった熱帯低気圧の影響により、近畿地方から東日本にかけて激しい雨となった。

消防庁では、同月26日14時30分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、情報収集体制を強化するとともに、同日、各都道府県及び指定都市に対して「台風第6号及び前線による大雨についての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

なお、この台風による人的被害はなかったものの、2棟の住家被害が発生した。

(6) 台風第8号による被害等の状況

台風第8号は、8月6日5時頃に強い勢力で宮崎市付近に上陸した後、北西に進み、7日9時に日本海で熱帯低気圧となった。

この台風の影響により、九州や四国の太平洋側を中心に西日本では局地的に猛烈な雨となり、同月5日から7日までに徳島県那珂町で467.0ミリの総降水量を観測したほか、九州南部、九州北部地方では非常に強い風を観測した。

消防庁では、同月5日9時55分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、情報収集体制を強化するとともに、同日、各都道府県及び指定都市に対して「台風第8号につ

いての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

なお、この台風により、死者 1 人（大分県）、重傷者 1 人及び軽傷者 4 人の人的被害のほか、26 棟の住家被害が発生した。

（7）台風第 9 号による被害等の状況

台風第 9 号は、8 月 8 日に先島諸島に最も接近した後、東シナ海を北西に進み、10 日昼過ぎに中国大陸に上陸した。

この台風の影響により、沖縄地方では同月 10 日にかけて激しい雨となり、先島諸島を中心に沖縄地方では猛烈な風を観測した。

消防庁では、同月 7 日 15 時 40 分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第 1 次応急体制）し、情報収集体制を強化するとともに、同日、各都道府県及び指定都市に対して「台風第 9 号と台風第 10 号についての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

なお、この台風による住家被害はなかったが、重傷者 2 人及び軽傷者 4 人の人的被害が発生した。

（8）台風第 10 号による被害等の状況

台風第 10 号は、8 月 15 日 11 時過ぎに愛媛県佐田岬半島付近を通過し、15 時頃に広島県呉市付近に上陸した後、北上し、16 日 21 時に日本海で温帯低気圧となった。

この台風の影響により、西日本から東日本の太平洋側を中心に広い範囲で強風を伴った非常に激しい雨が降り、降り始めからの総降水量が 1,000 ミリを超えたところがあった。また、台風から変わった温帯低気圧の影響によって、同月 17 日明け方にかけて北海道では強い風、強い雨を観測した。

消防庁では、同月 7 日、各都道府県及び指定都市に対して「台風第 9 号と台風第 10 号についての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

また、同月 9 日 15 時 45 分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第 1 次応急体制）し、情報収集体制を強化するとともに、同日及び 13 日、各都道府県及び指定都市に対して「台風第 10 号についての警戒情報」を発出し、更なる警戒を呼びかけた。

なお、この台風により、死者 2 人（兵庫県、広島県）、重傷者 7 人及び軽傷者 50 人の人的被害のほか、42 棟の住家被害が発生した。

（9）台風第 13 号による被害等の状況

台風第 13 号は、9 月 4 日から 6 日にかけて沖縄地方に接近した後、北上して、8 日 9 時に中国大陸で温帯低気圧となった。

この台風の影響により、沖縄地方では猛烈な風を伴った非常に激しい雨となり、沖縄県宮古島市で最大風速 47.7 メートルを観測した。

消防庁では、同月 4 日 16 時 10 分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第 1 次応急体制）し、情報収集体制を強化した。

また、同日、各都道府県及び指定都市に対して「台風第 13 号についての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけるとともに、同月 6 日、各都道府県及び指定都市に対して「台風第 13 号と台風第 15 号についての警戒情報」を発出し、更なる警戒を呼びかけた。

なお、この台風により、軽傷者 7 人の人的被害のほか、2 棟の住家被害が発生した。

（10）台風第 17 号による被害等の状況

台風第 17 号は、9 月 20 日から 21 日にかけて沖縄・奄美に接近した後、22 日から 23 日にかけて西日本及び北陸地方に接近し、同日 9 時に日本海で温帯低気圧となった。

この台風の影響により、沖縄地方では同月 21 日から 22 日にかけて、西日本の太平洋側では 22 日から 23 日にかけて非常に強い風が吹き、雷を伴った非常に激しい雨が降り、19 日から 24 日までに徳島県那賀町で 548.0 ミリの総降水量を観測するなど、局地的に大雨となった。

また、沖縄県渡嘉敷村で 32.9 メートル、長崎県長崎市で 29.2 メートルの最大風速を観測するなど、沖縄・奄美や西日本の広い範囲で非常に強い風を観測したほか、同月 22 日には宮崎県延岡市で竜巻が発生した。

消防庁では、同月 20 日、各都道府県に対して台風第 17 号の接近に備え、庁舎等の自家発電設備の燃料確保、住民への情報伝達手段の確保等、防災体制に万全を期すよう要請する「台風第 17 号への対応について」を発出するとともに、同日 14 時 30 分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第 1 次応急体制）し、情報収集体制を強化した。

また、同日、各都道府県及び指定都市に対して「台風第 17 号や前線についての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけるとともに、同月 22 日、各都道府県

及び指定都市に対して「台風第17号や前線についての警戒情報」を発出し、更なる警戒を呼びかけた。

なお、この台風により、死者2人（長野県、沖縄県）、重傷者5人及び軽傷者64人の人的被害のほか、972棟の住家被害が発生した。

（11）台風第18号による被害等の状況

台風第18号は、9月30日から10月1日にかけて先島諸島に接近した後、北上し、3日15時に日本海で温帯低気圧に変わった。

この台風の影響により、沖縄地方、九州北部地方、四国地方で猛烈な雨となり、9月30日から10月5日までの総降水量が沖縄地方や四国地方の多いところで300ミリを超える大雨となった。

また、沖縄県竹富町で30.7メートルの最大風速を観測するなど、沖縄地方で最大風速30メートル以上の猛烈な風を観測した。

消防庁では、9月30日10時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、情報収集体制を強化するとともに、同日、各都道府県及び指定都市に対して「台風第18号についての警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけた。

また、同日、各都道府県に対して、台風第18号の接近に備え、庁舎等の自家発電設備の燃料確保、住民への情報伝達手段の確保等、防災体制に万全を期すよう要請する「台風第18号への対応について」及び災害発生時における被害状況の迅速な報告を要請する「被害状況の速やかな報告について」を発出したほか、各都道府県、東京消防庁及び指定都市消防本部に対し、「消防防災ヘリコプターを活用した令和元年台風第18号への対応について」を発出し、消防防災ヘリコプターを活用した被害状況等の早期把握を要請した。

さらに、各都道府県及び指定都市に対し、10月2日に「台風第18号についての警戒情報」を、4日に「台風第18号から変わった低気圧についての警戒情報」を発出して、嚴重な警戒を呼びかけた。

なお、この台風により、軽傷者10人の人的被害のほか、101棟の住家被害が発生した。

風水害対策の現況

1. 風水害対策の概要

梅雨前線の影響による大雨や台風の日本列島への接近・上陸は、しばしば日本列島に土砂災害、河川の氾濫、低い土地の浸水など大きな被害をもたらしている。また近年は、短時間強雨の回数が増加傾向にあり、短時間で局地的に非常に激しい雨が降ることにより、中小河川の急な増水が引き起こされ、被害を生じさせる事例が多く発生しているほか、地下空間やアンダーパス*1の浸水等による被害も発生している。

（1）洪水

流域に降った大量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、大規模な洪水被害が発生する。近年では、平常時には川遊びができるような穏やかな河川であっても、上流域で激しい雨が降ることで短時間のうちに極めて急激に増水して勢いを増し、氾濫して甚大な被害をもたらす事例が各地で発生している。

平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえ、洪水への対策強化として、平成30年6月に以下の事項について防災基本計画が修正された。

- 〔1〕洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、市町村による避難勧告の発令基準を設定すること。
- 〔2〕土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤や流木被害が発生するおそれのある森林における流木捕捉式治山ダムの設置等の対策を強化すること。

（2）土砂災害

大雨の際には、土石流、地滑り、崖崩れなどの土砂災害について嚴重に警戒する必要がある。

平成26年8月に発生した広島市の土砂災害を踏まえ、土砂災害への対策強化として、以下の事項について防災基本計画が修正された。

*1 アンダーパス：交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分をいう。周囲の地面よりも低くなっているため、大雨の際に雨水が集中しやすい構造となっている。

- [1] 土砂災害警戒情報及びこれを補足する情報（メッシュ情報）等を活用した避難勧告の発令範囲を設定すること。
- [2] 避難準備情報^{*2}の発令による自主的な避難を促進すること。
- [3] 災害に適した指定緊急避難場所への避難を周知すること。



平成 26 年広島県広島市の土砂災害の被災現場
(内閣府提供)

(3) 高潮

平成 11 年（1999 年）9 月に熊本県不知火海岸で高潮により 12 人の死者が発生したこと等を踏まえ、消防庁では、平成 13 年 3 月に内閣府、農林水産省、国土交通省等と共同で、高潮対策強化マニュアルを策定した。

また、平成 28 年 2 月には高潮災害への対策強化として以下の事項について防災基本計画が修正された。

- [1] 高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるような具体的な避難勧告等の発令対象区域を設定すること。
- [2] 高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定すること。

平成 30 年 9 月には台風第 21 号が四国・近畿地方に上陸し、大阪湾を中心に過去最高潮位を超える値を観測するなど、顕著な高潮になり、関西国際空港の滑走路の浸水等の大きな被害が発生した。

(4) 竜巻等突風

竜巻等突風による災害は全国各地で発生している。平成 24 年 5 月 6 日には、茨城県、栃木県及び福島県において複数の竜巻が発生し、死傷者や多くの住家被害が発生する被害となった。

この竜巻災害を受けて、消防庁では同年 5 月に、地元気象台などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努めるよう、通知や会議等で要請した。また、政府においては、関係府省庁からなる「竜巻等突風対策局長級会議」（事務局：内閣府）が開催され、8 月に竜巻等突風に係る住民、市町村及び国の今後の取組等について報告が取りまとめられた。これを受けて、消防庁では同報告に留意の上、竜巻等突風対策に取り組むよう要請した。

また、平成 25 年においても、埼玉県越谷市等で竜巻等突風により大きな被害が発生したことに鑑み、竜巻等突風対策局長級会議が開催され、予測情報の改善、災害情報等の伝達のあり方、防災教育の充実、建造物の被害軽減策（窓ガラス対策等）のあり方及び被災者支援のあり方について報告が取りまとめられた。消防庁及び気象庁では、平成 28 年度から全国の都道府県の消防本部において、気象台への情報提供を行うよう要請していたが、令和元年 6 月 4 日から竜巻等突風の発生に関する情報について、各消防本部からの連絡先を、地方気象台等から気象庁本庁の竜巻目撃窓口に一元化した。

2. 避難体制の整備、避難行動要支援者対策

昨今の風水害では、高齢者を中心に多くの犠牲が生じているが、特に避難行動要支援者^{*3}に対する支援対策の推進が重要である。

(1) 避難行動要支援者の支援対策の推進

平成 23 年の東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍と推計された。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 人、民生委員の死者・行方不明者は 56 人にのぼるなど、多数の支

*2 平成 29 年 1 月の「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴い、「避難準備情報」は「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されている。

*3 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿を活用して実効性のある避難支援がなされるよう、以下の事項などが定められた。

- 〔1〕避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- 〔2〕避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- 〔3〕災害が現に発生し、又は発生するおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- 〔4〕名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

これを受けて、市町村における新たな事務に係る取組方針等を示すため、内閣府により「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）の全面的な改定が行われ、平成 25 年 8 月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」として、都道府県を通じて市町村に通知された。

令和元年 6 月 1 日現在、調査対象市町村（1,740 団体^{*4}）のうち、避難行動要支援者名簿を作成済の市町村は 98.9%（1,720 団体）、令和元年度末までには 99.9%（1,738 団体）が名簿を作成済となる予定である。

市町村において早期に名簿が作成され、名簿を活用した実効性のある避難行動支援が行われるよう、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要がある。

（2）指定緊急避難場所等の周知徹底及び安全確保等

災害時に住民等が迅速かつ的確な避難を行うた

め、指定緊急避難場所^{*5}や指定避難所^{*6}をあらかじめ指定し、地域住民等に周知徹底しておくとともに、安全性の確保を図る必要がある。

消防庁では、市町村に対して、住民が円滑かつ安全に避難できるよう、指定緊急避難場所や避難経路等の情報について、防災マップの配布等により、平常時から地域住民に周知徹底するとともに、中小河川の氾濫、内水による浸水、土砂災害等の発生など、近年の豪雨災害等の特性を踏まえた指定緊急避難場所等の安全性の確保、避難者の移送手段の確保及び交通孤立時の対応についても配慮することを要請している。

平成 25 年の災害対策基本法の改正により、指定緊急避難場所と指定避難所の区分が明確化され、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定することとされたことから、消防庁は関係府省庁と連携し、災害時に地域住民はもとより、観光客や外国人などが、迅速かつ円滑な避難を行えるよう、指定緊急避難場所等のピクトグラム（図記号）の標準化を推進してきた。平成 28 年 3 月に、「災害種別一般図記号（JISZ8210 追補 6）」及びこれらの図記号を使った表示方法を示す「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」が JIS 化された（第 1-5-2 図、第 1-5-3 図）。消防庁では、内閣府と連携して、地方公共団体に対し、指定緊急避難場所等の案内板等の整備及び更新をする際は本システムの表示方法に倣い表示するよう通知した。

また、国土地理院、内閣府及び消防庁では、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保及び住民一人ひとりの避難先の容易な確認に資するため、指定緊急避難場所に位置情報を付与したデータの整備を進めており、整備が完了した市町村の指定緊急避難場所データを国土地理院が運用するウェブ地図「地理院地図」（<https://maps.gsi.go.jp/>）において、平成 29 年 2 月から順次公開している。

*4 令和元年 6 月 1 日時点で原発事故による避難指示が継続中となっていた福島県内の 1 町（双葉町）を除く。

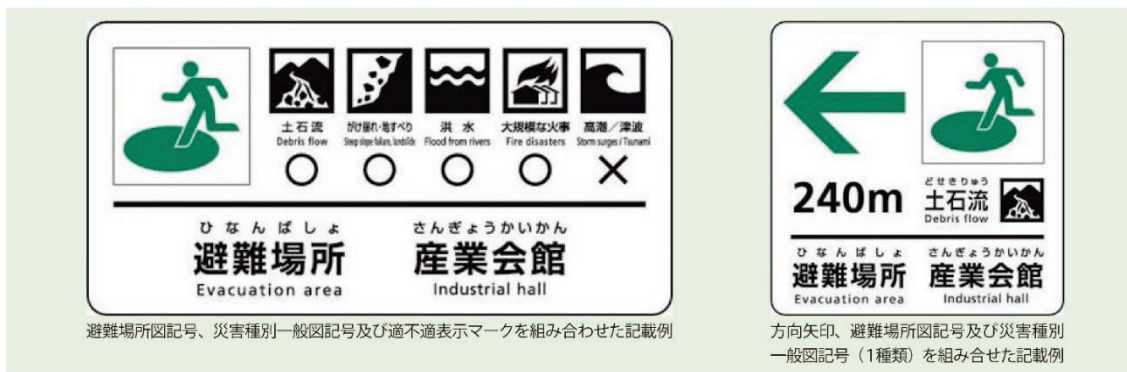
*5 指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急時に避難する施設又は場所

*6 指定避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

第1-5-2 図 「災害種別一般図記号」

災害種別 一般図記号					
災害種別	洪水・ 内水氾濫	高潮／津波	土石流	崖崩れ・ 地滑り	大規模な 火事

第1-5-3 図 「災害種別避難誘導標識システム」による避難場所標識の記載例



3. 災害危険箇所に関する情報の周知

災害危険箇所に関する情報の周知は、人的被害を未然に防ぐ意味でも非常に重要であり、平常時から、地域住民への周知や、危険箇所における標識の設置等が必要である。市町村においては、洪水や高潮等による浸水想定区域や内水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害発生のおそれのある危険箇所等の情報について、防災マップの作成・配布、標識の配置、広報誌・パンフレット等の配布、インターネットの利用、説明会の開催等による地域住民への周知が行われている。

消防庁では、市町村に対して、このような災害危険箇所の周知徹底の取組を引き続き推進するよう要請している。

4. 防災訓練の実施

災害被害の軽減のためには、普段から実践的な防災訓練を実施し、実際の災害時に地方公共団体の防災担当職員や消防職団員、住民等が迅速・的確に行動できるか検証しておくことが有効である。都道府県や市町村においては、台風等風水害や土砂災害を想定した実動訓練、図上訓練、通信訓練などが行われている。

特に、避難勧告等を発令するに当たっては、川の水位や土砂災害の監視情報など現場の情報を、いかに正確かつ迅速に把握することができるかが重要となるが、市町村の職員のみでは、現場の状況を十

分に把握することは難しい。そのため、刻々と変化する現場の状況について、気象台や河川事務所等からの情報や地域に詳しい消防団員等の報告を通じて、適時的確な避難勧告等の発令につなげられるよう、関係機関と連携した実動訓練の実施が重要である。

消防庁では、市町村等に対して、地域の実情を考慮した災害を想定し、関係機関と連携した実践的な防災訓練を実施するよう要請している（風水害を含めた、都道府県・市町村における防災訓練の実施状況については、「第2章第9節3. 防災訓練の実施」を参照）。

風水害対策の課題と対応

1. 平成30年7月豪雨を受けた対応

平成30年は、全国各地で大きな災害が発生しており、中でも平成30年7月豪雨では、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、岡山県、広島県、愛媛県等で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、豪雨災害では平成最大の200人を超える死者・行方不明者や、多くの負傷者、孤立集落が発生する等、各地で甚大な被害が発生した。



岡山県倉敷市の豪雨被害状況
(東京消防庁提供)

(1) 平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループの設置

この災害の教訓を今後活かすべく、中央防災会議の専門調査会である防災対策実行会議の下に「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置された。このワーキンググループで、関係省庁が連携して今後実施すべき取組の具体的な内容について取りまとめられ、報告された。

報告では、行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくものの、地球温暖化に伴う気象状況の激化や、行政職員に限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設、行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれず、防災対策を今後も維持・向上していくためには、行政を主とした取組ではなく、国民全体で共通理解の下、住民主体の防災対策に転換していく必要があるとし、避難に対する基本姿勢から見直し、「自らの命は自らが守る」という意識が社会での共通認識となり、住民が適切に災害を理解し、防災対策や避難行動がとれるよう、住民と行政が一体となって以下の取組を全国で展開することとされた。

[1] 災害リスクのある全ての地域であらゆる世代の住民に普及啓発

災害リスクのある全ての小・中学校等において、避難訓練とあわせ防災教育を実施することや、全国の地域において、地域防災リーダーを育成し、防災力を強化すること、高齢者に対して、全国で防災と福祉が連携し、高齢者の避難行動に対する理解を促進すること。

[2] 全国で専門家による支援体制を整備

[1] の取組を支援するため、全国で地域

に精通した防災の専門家による支援体制を整備すること。

[3] 住民の行動を支援する防災情報を提供

地域のリスク情報を容易に入手できるよう、各種災害のリスク情報を集約して一元化し、重ね合わせて表示させるとともに、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することなどを通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進すること。

(2) 避難勧告等の発令・伝達体制の改善

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は平成17年3月の策定以降、東日本大震災や広島市の大規模な土砂災害等の教訓を踏まえ、平成26年4月、平成27年8月に改定され、また平成29年1月には、改定を行うとともに、“避難行動・情報伝達編”と“発令基準・防災対策編”に分け、名称を「避難勧告等に関するガイドライン」と変更したところであるが、ワーキンググループの報告内容を踏まえて、市町村が適時的確に避難勧告等を発令できるよう、平成31年3月に改定が行われた。この中で、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応を明確化する内容に改定された(第1-5-4図)。

第1-5-4図 「警戒レベルに関するチラシ」

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル4で全員避難!!

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

警戒レベル 4
全員避難!!

警戒レベル 3
避難に時間を要する人は避難

警戒レベル 2
避難行動の確認

警戒レベル 1
心構えを高める

2019年の出水期(6月ごろ)より、
【警戒レベル】を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から【警戒レベル③、④】が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。

【警戒レベル③】(市町村が発令)
【警戒レベル④】(市町村が発令)

【警戒レベル④】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
こちらは、〇市です。
〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。
〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベル4とるべき行動を呼びかけます
避難勧告の発令を伝えます
災害が収束していることを伝えます
とるべき行動を伝えます

内閣府(防災担当)・消防庁

するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

- (5) 道路の冠水・法面崩壊・越波対策等の強化
道路のアンダーパス部等、局地的な大雨により冠水し、車両が水没する等重大な事故が起きるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を適切に行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の施設を点検する等の措置を講ずること。台風による越波、大雨による法面崩壊等の土砂災害のおそれのある箇所については、通行止め等の措置を適切に行い、被害を防止すること。施設管理者や所轄の警察、消防は引き続き、相互に情報を共有するとともに、連絡体制の確保、通行止めの措置、救助等に遅れが生じないよう措置を講ずること。また、台風などによる電柱倒壊で道路の閉塞が発生した際には、通行止め等の措置を適切に行うとともに、電線管理者より可及的速やかに報告がなされるよう連絡体制を確保すること。
- (6) 災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底
住民等が災害から身を守るための安全確保行動に資するため、浸水想定区域（洪水、内水、雨水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所や避難経路、指定緊急避難場所等の情報について、ハザードマップの活用及び看板の設置等を通じ、住民等への周知徹底を図ること。
- (7) 水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発
大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。
- (8) 指定緊急避難場所の確保等

市町村は、避難経路の安全性や住民が安全に避難できる時間等も考慮した上で、住民の居住地近隣に災害の種別ごとに指定緊急避難場所を確保するとともに、指定緊急避難場所を確保することが困難である場合には、指定緊急避難場所以外の比較的 안전한避難場所を確保することや自主防災組織等が地域内で比較的 안전한施設等を近隣の安全な場所として自主的に設定することに対して助言すること等により、住民の居住地近隣に避難場所を確保することについても検討されたい。

このほかに、関係機関及び市町村が指定緊急避難場所の表示等を新設・更新する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、日本工業規格として定めた「災害種別図記号（JISZ8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」に基づく表示に努めること。

なお、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生する等して、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して安全を確保する必要性についても併せて周知を図ること。特に、地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあることから、十分に注意すること。

(9) 災害対策本部における機能の維持

災害対策本部は、本部長である市町村長が適時適切な判断を下せるよう、的確な情報の収集・整理を行う等、膨大な業務に対処する必要があることから、防災担当部局の職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、一定の業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策をとること。

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源を設置し、浸水等への対策や十分な燃料の確保を行うとともに、定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講ずること。

(10) 受援計画

被災した市町村は、国・都道府県・市町村・救助機関・医療機関・ボランティア等、様々な主体から多数の応援の申出がなされると同時に応援を要請するようになる。それらの応援を円滑に受け入れ、かつ、効果的に活用するため、市町村は地域防災計画等に受援計画を重要業務として位置付け、可能な限り、受援調整を専門に行う部署を設置する等して、受入れ体制の確保に努めること。なお、上記事項は都道府県についても同様に留意するとともに、被災市町村を包括する都道府県は、受援調整等について積極的な支援に努めること。

(11) 避難勧告等の発令・伝達、避難判断のための訓練等

災害時に躊躇なく避難勧告等を発令・伝達できるようにするとともに、住民自身が適切に避難行動をとることができるようにするため、専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の参加による洪水や土砂災害等の地域の実情に応じた災害を想定した避難勧告等の発令・伝達、避難判断のために地域内での声かけにより避難する取組や、安全を確認する訓練を、災害発生のおそれが高まる出水期前に実施するよう努めること。また、各地域における自助・共助の取組の適切かつ継続的な実施に向け、専門家の支援により地域防災リーダーの育成に努めること。

(12) ボランティアによる支援活動環境整備

災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平時から社会福祉協議会、ボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織）等との連携を促進し、必要

な情報の提供を行うとともに、受援体制の整備に努めること。特に発災後は、被災者支援活動の情報等の共有、活動の調整等を行う「情報共有会議」の開催や参加を促すこと。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講ずること。

(13) 関係機関から市町村に対する助言

市町村から助言を求められた際には、所掌事務に関し、適切に必要な助言を行うことができるよう、事前の準備を十分しておくこと。また、市町村に対しては、必要に応じ都道府県等に助言を求めるよう周知すること。

[2] 災害発生時には早期避難のための避難態勢の構築等を図り、住民が適時的確な避難行動を判断できるよう、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すこと。

(1) 防災気象情報及び河川情報の収集及び早い段階からの危機意識の醸成及び確実な防災情報伝達の徹底

災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等（早期注意情報（警報級の可能性）、警報に切り替える可能性が高い注意報を含む。）、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布等（土砂災害警戒判定メッシュ情報、流域雨量指数の予測値、大雨・洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。

平成31年3月に改定した「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報を5段階とし、これまでの「避難準備・高齢者等避難開始」を警戒レベル3に、「避難勧告」「避難指示（緊急）」を警戒レベル4に位置づけるとともに、既に災害が発生し、命を守るための最善の行動を取る段階であることを伝える「災害発生情報」を可

能な範囲で発令することとし、これを警戒レベル5に位置づけて伝達すること。

また、避難勧告等の発令に資する情報を、気象庁、施設管理者等が市町村に提供し、市町村の発令判断を支援することとしているので、これに留意し、住民の主体的避難行動を支援すること。

ホームページ、SNS等のインターネット（以下「インターネット」という。）等により提供された情報については、必要に応じて適切に災害対応に活用すること。

住民等の安全確保のため、市町村は、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や、広報車・インターネット・コミュニティFM・Lアラート等を活用した多様な伝達手段を整備・点検し、組み合わせて活用する等、不特定多数の者が出入りする施設等の関係者を含め、住民等に対し早い段階から確実に防災情報を提供すること。さらに、PUSH型手段によるエリアを限定した避難勧告等の伝達については、特に人口や面積の規模が大きい市町村において、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合、住民の混乱や市町村における応急対応の遅れ等のリスクを低減する観点から有効であると考えられるため、地域の実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で検討すること。

（2）避難勧告等の発令

市町村は、関係機関の支援を受けながら、自然条件や地形、住民の居住状況等といった、それぞれの地域の持つ特性を考慮した、具体的でわかりやすい避難勧告等の発令基準や発令区域を設定し、事前に発令区域や発令のタイミング等を住民に周知すること。

特に、土砂災害は、突発的に発生し、発生場所や発生時刻の詳細を予測することが困難で命を脅かすことが多い災害であることから、「避難勧告等に関するガイドライン」等が示す通り、土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まって

いるメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に直ちに避難勧告を発令することを基本とすること。

また、その他洪水予報河川や水位周知河川に比べて得られる情報が少ない洪水予報河川・水位周知河川以外の河川等についても、山地部等にあり氾濫流により家屋流出をもたらすおそれがある等、命の危険を及ぼすと判断したものについては、避難勧告等の発令基準を策定すること。

避難勧告等の発令については、避難住民の受入れに備え、避難準備・高齢者等避難開始の段階から指定緊急避難場所を開放しているが、局地的かつ短時間の豪雨の場合等、避難のためのリードタイムがなく危険が切迫している状況にあつては、指定緊急避難場所開放前であっても躊躇なく避難勧告等を発令すること。

避難勧告等に係る本庁と行政区・支所との間における責任区分や発令権者を明確化すること。また、時機を逸することなく適切に避難勧告等を発令・伝達できるよう、夜間休日も含めた宿日直体制や職員緊急参集体制の構築により、万全の体制を確保すること。

（3）要配慮者への情報伝達等

要配慮者の避難を考慮し、市町村への防災情報の提供を早期に行うとともに、要配慮者利用施設管理者等に対して災害計画の作成や避難訓練の実施の支援に努める。また、市町村が避難訓練の実施状況について確認するとともに、施設へ避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう、情報伝達体制を定めておくこと。

市町村は、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずるとともに、避難行動要支援者名簿に係る名簿情報の避難支援等関係者への提供等を推進すること。

さらに、避難が夜間に及ぶおそれのある場合には、日没前に避難が完了できるよう避難準備・高齢者等避難開始を発令する等、着実な情報伝達及び早い段階での避難

の促進に努めること。

また、学校における避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育を効果的に実施するための取組について、積極的に支援すること。さらに、地域包括支援センター・ケアマネジャーが防災・減災への取組実施機関と連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施すること。

- 〔3〕市町村は、上記〔1〕～〔2〕の留意事項を含め必要な取組を確認・実行できるよう、「防災・危機管理セルフチェック項目」等を活用し、災害対応の在り方について職員の理解を深めるとともに、自己点検を通じて災害対応能力の向上を図ること。